平成２４年（フ）第８５８号
名古屋市緑区鳴子町１丁目71番地の１　高嶺コーポ204号
債務者　伊藤　治彦
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　高志
4　破産債権の届出期間　平成24年６月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４５４号
大阪市旭区清水２丁目19番９号　清水ハイツ204号
債務者　藤原美穂子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　道雄
4　破産債権の届出期間　平成24年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０２２号
札幌市豊平区月寒東４条10丁目８番17号
債務者　辻　　健二
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　健太
4　破産債権の届出期間　平成24年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６５号
金沢市常盤町13番地１
債務者　小薗　幸弘
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮前　　悟
4　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３０９号
堺市美原区さつき野東３丁目５番地19
債務者　田中　弘治
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森　　亘
4　破産債権の届出期間　平成24年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８７６号
名古屋市中川区高畑３丁目88番地の３　高畑団地103号
債務者　櫻井　博康
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　龍太
4　破産債権の届出期間　平成24年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７３号
山口市大内御堀550番地12
債務者　繁光　正雄
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯　奉文
4　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月31日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７号
山口県長門市油谷向津具下3593番地３
債務者　岡嶋　英治
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　　博
4　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第６１号
北海道小樽市入船２丁目20番２号
債務者　千葉　茂秋
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹間　朗子
4　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２０５号
新潟市東区牡丹山２丁目10番18号
債務者　上野　利夫
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　陸介
4　破産債権の届出期間　平成24年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月20日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８８号
新潟市南区西白根21番地３
債務者　須田　賢介
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　耕二
4　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月３日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９号
鹿児島県指宿市開聞十町4806番地11
債務者　森崎　三之
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　政幸
4　破産債権の届出期間　平成24年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第２０号
鹿児島県指宿市開聞十町4806番地11
債務者　森崎　陽子（旧姓窪）
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　政幸
4　破産債権の届出期間　平成24年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部